

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社西原環境
(法人番号5010401023437)
業者の住所：東京都港区海岸3-20-20
- 2 指名停止措置期間：令和4年8月3日から
令和4年8月16日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社西原環境は、豊橋市発注の下水処理施設の運転保守委託業務において、必要な安全措置を講じず、作業員が汚水槽に転落する死亡事故を発生させたことから、労働安全衛生法違反で公訴を提起され、令和4年5月23日、豊橋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

指名停止措置要領付表第1第8号「抜粋」

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内